令和８年度 第７回 琴浦町農業委員会総会議事録

日　時	令和８年９月10日（木）　午後２時30分			
場　所	琴浦町役場分庁舎３階 会議室			
出席委員 （12人）	１番 前田 正秀	２番 秦野 英作	３番 丸山 環	４番 村上 隆
	５番 幅田 高広	６番 中本 敏彦	８番 小前 茂雄	９番 石賀 英男
	10番 伊藤 英之	11番 足立 紀美世	12番 久米 繁好	13番 福田 昌治
欠席委員 （１人）	７番 安谷 潔美			
出席推進委員 （10人）	北中 善隆	遠藤 一夫	池山 晃広	三嶋 邦彦
	松本 芳己	小前 伸仁	桑本 慎吾	山本 弘一
	入江 敏朗	眞山 一郎		
欠席推進委員 （２人）	澤田 光秋	山本 智彦		
事務局	事務局長 佐藤 陽一、局長補佐 岩本 隆宏			
提案議案	議案第 26号　農地法第３条の規定による許可申請について 議案第 27号　農地法第５条の規定による許可申請について 議案第 28号　非農地証明申請について 議案第 29号　農用地利用集積等促進計画案に対する意見について			
報告事項				

議長	そうしますと、令和８年度の第７回の琴浦町農業委員会総会を開会いたします。 まず最初に、農業委員会憲章の唱和をお願いします。
全員	（農業委員会憲章の唱和）
議長	続きまして、農業委員会総会の成立宣言を、事務局長、お願いいたします。
事務局	ただいまの出席委員は１２名です。農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、令和８年度第７回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。 事務局に欠席する旨の連絡があった委員は、７番　安谷潔美委員。また、総会に遅参する旨の連絡があった委員はおりません。なお、推進委員の欠席につきましては、山本智彦委員、澤田光秋委員が欠席という報告を受けております。
議長	続きまして、議事録署名委員の指名でございますが、私のほうで指名させていただきます。 ３番の丸山環委員、４番の村上隆委員にお願いいたします。 議事に入ります。議案第２６号　農地法第３条の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いいたします。
事務局	議案書１ページをご覧ください。議案第２６号　農地法第３条の規定による許可申請について、農地法第３条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。 申請番号１７番、農地の所在は大字浦安[redacted]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積は１，７８８㎡、申請地は外に２筆あり、３筆の合計面積は２，０７９㎡です。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町外の農地所有適格法人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。 本件農地は、譲渡人が町外在住で管理が難しいため、譲受人に売買の話を申入れしました。このたび双方の合意で水稲耕作目的での売買の話合いがまとまったため、申請をされたものです。売買価格は[redacted]円、１０ａ当たり[redacted]円となります。取得後は水稲を耕作されます。 本件は、農地法第３条申請の受付後、琴浦町地内の作付状況を関係機関と現地確認を行ったほか、他町での耕作状況の聞き取り、耕作者への今後の営農計画などの聞き取りを六役会や事務局で行いました。取得を希望している農地は水の確保の検討が十分でないほか、現在、大山町などで耕作している農地と離れており、通作が必要となりますが、機械や人員体制など、事業計画の確実性に疑問があります。また、現在、琴浦町地内で耕作を行っていますが、耕作内容や状況について周辺農家や地

	権者に十分な説明がなされているように思えず、地権者に不安感を抱かせている状況です。琴浦町地内で耕作を行っている農地については、一度賃貸借を解約し、安定的な耕作体系を確立させてから改めて貸借を行いたいとの法人の意向があり、法人などと調整を行っているところです。 　これらのことから、継続的な耕作が可能であると現段階では見込めない内容であり、まずは既存の農地の安定的な耕作体系を確立し、耕作の実績をつくった上で取得を検討するべきと判断したことから、今回の所有権移転については、不許可相当と考えます。 　申請番号２２番、農地の所在は大字赤碕[redacted]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積は８２０㎡です。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町内の社会福祉法人です。権利の区分は使用貸借権の設定、申請事由は使用貸借になります。 　本件農地は、社会福祉法人の施設利用者の社会参加や所得向上を目的とした社会福祉事業の用途により、使用貸借されることになったものです。施設から申請地までの距離は車で５分程度で、社会福祉法人の職員が送迎車両で送り迎えを行い、職員２名と施設利用者３名程度で草刈り、野菜の作付、収穫等を行う予定です。農業法人以外が農業に参入をする要件として、社会福祉法人が社会福祉事業のために農地を活用する場合があり、農地法施行令第２条第１項第１号に定める不許可の例外に該当し、許可相当と考えます。 　申請番号２３番、農地の所在は大字八幡[redacted]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積は２，５９２㎡です。譲渡人、譲受人は、いずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。 　本件農地は、譲渡人が売却により処分したいと考えておられました。また、譲受人は、本件農地の近隣で耕作をされておられ、このたび双方の合意で水稲耕作目的での売買の話合いがまとまったため、申請をされたものです。売買価格は[redacted]円、１０ａ当たり[redacted]円となります。取得後は水稲を耕作されます。 　申請番号２４番、農地の所在は大字出上[redacted]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積は４４９㎡です。譲渡人、譲受人は、いずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は贈与になります。 　本件農地は、譲受人の農地の一部として、長年にわたり譲受人が耕作されておられました。このたび双方の合意でネギ耕作目的での贈与の話合いがまとまったため、申請をされたものです。取得後はネギを耕作されます。 　申請番号２５番、農地の所在は大字槻下[redacted]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積１，７９２㎡、申請地は外に４筆あり、

	５筆の合計面積は１０，１６８㎡です。譲渡人、譲受人は、いずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は贈与になります。 　本件農地は、譲渡人が高齢で後継者もなく、耕作されていませんでした。このたび双方の合意で、採草放牧地利用目的での贈与の話合いがまとまったため、申請をされたものです。取得後は採草放牧地として利用されます。 　申請番号２６番、農地の所在は大字槻下[redacted]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積は３７６㎡です。譲渡人は琴浦町外の相続財産清算人、譲受人は琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。 　本件農地は、相続人不在のため相続財産清算人が選任されたもので、農地の処分手続を進めておられました。また、譲受人は、自宅に隣接する本件農地を取得したいと希望されておりました。このたび双方の合意で、家庭菜園目的での売買の話合いがまとまったため、申請をされたものです。売買価格は[redacted]円、１０ａ当たり[redacted]円となります。取得後は野菜を耕作されます。 　申請番号２７番、農地の所在は大字赤碕[redacted]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積は１６７㎡です。譲渡人、譲受人は、いずれも琴浦町内の個人で、親戚の間柄です。権利の区分は所有権移転、申請事由は贈与になります。 　本件農地は、この後に説明します議案第２７号　農地法第５条第１項の規定による許可申請、申請番号８番と同じ所在で、同じ譲渡人と譲受人であります。一般住宅への転用に伴い、このたび双方の合意で、隣接農地を家庭菜園目的での贈与の話合いがまとまったため、申請をされたものです。取得後は野菜を耕作されます。 　以上７件のうち、申請番号１７番を除く６件につきましては、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 　皆さんのほうで何か質問等がありましたらお願いいたします。 （久米委員より挙手あり）
久米委員	申請番号１７番の件ですけど、これは、申請があったので、許可するかどうか検討するという意味でおっしゃったんですか。
議長	はい。そうです。
久米委員	今、事務局の説明では、許可しないような発言だったですけど。
議長	協議会の報告の中で、８月１９日、合同会社[redacted]面談がありました。実は六役で面談を行いまして、いろいろ意見を話し合いしました。６月か７月に[redacted]地区で解除条件付で結構な面積の賃貸借の許

	可を出したわけですけど、その状況があまりにも悪く、ドローンで直まきしたわけですけど、雑草だらけで管理が悪いという状態でした。そういった中でこの案件が出てきまして、あんな状態で、全然作ってないし、それも今度は、これは浦安の方にということで、作れないと思って、六役会を開いていろいろ話した結果、否決相当ではないかという説明があったわけです。 　どうも地主さんが直接[redacted]の方に、ネットで探されて、買って欲しいという話を持っていかれたようです。 　それで、[redacted]の北側、[redacted]に荒れている農地がある。 　農業委員会としては、その買われた方にずっと連絡取って、きれいにしてくださいって言っているけど、なかなかしてもらえない。買われた方は、事務局の方でも再度、何とかしてくださいということも話しているわけですが、下手すれば二の舞になるかなと思います。だから、これからも、今、下限面積はなくなりましたので、前は下限面積というのがあって、農地法の中で、大体平均で５反以上農地を持っている人でないと農地は買えなかったわけですけれど、今、下限面積が撤廃になりましたので、農地がなくても、誰でも買えるようになりました。そこで、やはり農業委員なり推進委員が地区で、この人だったら大丈夫だというところを、その辺の意見もきちんとしていかなければいけないと思っているところです。 　それでは、採決を採りたいと思いますので、この申請番号１７番だけを採決して、後は、合わせて採決ということにさせていただければと思います。いいですか。 　それと、少し気になったのは、申請番号２５番、事務局、これ採草放牧地、飼料を作るわけでなくて採草放牧地という説明でした。 　槻下だったら[redacted]から結構離れている。飼料じゃないのか。 　放牧するって何ですか。 　採草放牧地。採草だから牧草とも取れる。
事務局	申請書には採草放牧地と書いて出してこられました。
議長	それで、その辺で、これはどういう意味かというのは聞いてないか。普通は飼料だと思う。
事務局	内容としては、多分飼料だと思われる。
議長	だけど、あまり、採草放牧地というのはない。 　池山委員、分かりませんか。
池山委員	飼料だと思います。
議長	池山委員、電話して聞いてみてください。
池山委員	はい。
議長	ちょっと休憩します。 （休憩）

議長	再開します。 申請番号２５番については、事務局が採草放牧地と言いましたが、飼料作物を作付されるということですので、訂正いたします。よろしくお願いします。 そのほか、何か皆さんのほうで質問がありましたらお願いいたします。 （質問等なし） ないようですので、採決に移ります。 先程言いましたとおり、まず、農業委員の方の挙手により申請番号第１７番の採決を採りたいと思います。 先ほど事務局が説明したとおりでありますが、不許可だと思われる方は挙手をお願いいたします。 （挙手全員） 全員挙手ということで、不許可ということで決定させていただきます。 そのほか、申請番号２２番から２７番まで採決を採ります。 賛成の方は挙手をお願いいたします。 （挙手全員） ありがとうございました。全員賛成ということですので、原案のとおり許可することと決定いたします。 続きまして、議案第２７号　農地法第５条の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いいたします。
事務局	お手元の議案書は４ページ、説明図は５ページから１３ページをご覧ください。議案第２７号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について、農地法第５条第１項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めます。 申請番号６番、農地の所在は大字美好[redacted]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積は４７４㎡です。貸人は琴浦町内の個人、借人は琴浦町内で自動車整備、販売業を営む法人です。権利の区分は使用貸借権の設定、転用事由は専用駐車場の設置のためです。農地区分は市街化区域、市街化調整区域以外の地域です。また、申請地は、農用地区域外に位置しており、転用に伴う農振除外手続は不要です。 転用事由の詳細です。転用事業者は、自動車整備及び修理、販売、車検業務等の事業を行っています。申請地の南側隣接地は、既存の駐車スペースが手狭になり、令和６年に農地転用許可を受けて駐車場として使用していますが、今年に入り、さらに手狭になったため、申請地を駐車場とすることを計画しました。申請地は転用事業者の代表取締役が所有しており、転用事業者が貸借して駐車場として使用が可能で、土地購入費及び地代等を負担する必要がありません。申請地に駐車場を設置するため、土地を無償で使用できる使用貸借で双方の合意により申請されました。

	６ページの説明図をご覧ください。申請地は、表土を整地して切削ガラを約１５ｃｍ程度敷いた後に、砕石を約３０ｃｍ程度敷き整地し、車１０台分の駐車スペースを整備する計画です。工期は令和８年１０月から令和８年１２月までで、施設の利用期間は永年です。 資金調達計画については、埋立整地費の合計[redacted]円に見合う金融機関の預金残高証明書が添付されています。 被害防除計画でございます。申請地の北側隣接農地及び東側農業用水路との境界から１ｍ控えて、コンクリートブロックを敷設します。既存の南側駐車場の北側コンクリートブロックを移設します。西側の排水路に向けて全体勾配を１％取るため、隣接農地への雨水及び土砂の流出、堆積、崩壊等はありません。 農地区分の決定根拠についてご説明いたします。申請地は、おおむね１０ｈａ以上の規模の一団の農地の区域内にある農地（集団農地）であることから第１種農地、既存駐車場の面積９８５㎡に対して申請地の面積が４７４㎡であり、既存施設面積の２分の１を超えないため、許可決定根拠は、「既存施設の機能の維持・拡充のため既存の施設に隣接する土地において整備される施設（拡張部分の敷地面積が既存施設面積の２分の１を超えないものに限る）」に該当することから、転用はやむを得ないと考えます。 申請番号７番、農地の所在は大字八橋[redacted]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積は１，７４６㎡です。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町外の法人で、太陽光発電事業者です。権利の区分は所有権の移転、転用事由は太陽光発電施設設置のためです。 農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。また、申請地は農用地区域外に位置しており、転用に伴う農振除外手続は不要です。 転用事由の詳細です。転用事業者は、琴浦町内で太陽光発電事業に必要な土地の売買契約をしていただける方を募集していました。電話連絡及び現地訪問を行った結果、譲渡人の農地を譲ってもらえることになったため、申請をされたものです。 事業用地の選定につきましては、申請地を含め、４箇所の土地を検討しましたが、面積要件、日照要件などの条件を全て満たす土地が本件申請地しかありませんでした。 ９ページの説明図をご覧ください。工事計画は、申請地に太陽光パネル１４４枚、パワーコンディショナーほか発電に必要な施設整備を行い、申請地内に自営柱を新設するほか、最寄りの[redacted]の既設電柱に接続する計画です。太陽光発電設備の設置工事及び保守管理については、申請地南側の国道９号線から進入する予定です。工期は令和８年１１月から１カ月以内で、施設の利用期間は永年です。 資金調達計画については、土地買収費[redacted]円、１㎡当

	たり、およそ[redacted]円、太陽光発電設備設置工事費[redacted]円の合計[redacted]円に見合う金融機関の預金残高証明書が添付されています。 　被害防除計画でございます。申請地は除草作業を行った後、転圧による整地を行い、現状のまま利用します。盛土は行いません。侵入防止対策として事業用地の外周に高さ１．５ｍのフェンスを設置し、必要に応じて畦板を設置します。雨水は現在と同様に地下浸透で、汚水は発生しません。また、雑草対策として年２回程度の草刈りを実施する計画です。 　譲受人が太陽光発電設備を設置した後に、発電所設備を[redacted]株式会社に譲渡します。発電所で生産した電力は、小売電気事業者として[redacted]株式会社が企業や個人へ売電していくこととなります。 　農地区分の決定根拠についてご説明いたします。申請地は、土地改良事業が施行されておらず、ほかの農地区分に該当しない小集団の生産力の低い農地であることから第２種農地、許可決定根拠は「代替地なし」に該当することから、転用はやむを得ないと考えます。 　申請番号８番、農地の所在は大字赤碕[redacted]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積は３５２㎡です。譲渡人、譲受人は、いずれも琴浦町内の個人で、親戚の間柄です。権利の区分は所有権の移転、転用事由は、一般住宅の建築のためです。 　農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。また、申請地は農用地区域外に位置しており、転用に伴う農振除外手続は不要です。 　転用事由の詳細です。転用事業者は、現在、夫婦と子供１人でアパートに居住しておりますが、夫婦共働きで残業なども多く、娘の保育園の迎えは妻の実家の両親が行っている状態です。子供の成長に伴い、手狭になってきたため、妻の実家に近い場所での新築住宅の建築を計画されました。申請地は、申請者の妻の父親の所有であり、人手不足から今後耕作することは困難であることから選定されました。申請地に一般住宅を建築するため、農地を無償で譲ってもらえることになったため、申請をされたものです。 　事業用地の選定につきましては、申請地を含め、４箇所の土地を検討しましたが、住宅建設の所有者の同意、面積などの条件を全て満たす土地が本件申請地しかありませんでした。 　１２ページの説明図をご覧ください。申請地は勾配があるため、表土を平均２０ｃｍすき取りし、住宅部分、駐車場部分は真砂土により平地に整地を行います。その後、木造平家建ての住宅を建築し、自家用として車２台分の駐車スペースなどを整備する計画です。工期は許可日から令和９年３月までで、施設の利用期間は永年です。 　資金調達計画については、土地造成費、建築費及びその他費用の合計[redacted]円に見合う金融機関の融資証明書及び預金残高証

	明書が添付されています。 　被害防除計画でございます。雨水排水については、雨水用排水管を設置して西側町道の既設側溝に放流します。南側一部と東側、北側にはコンクリートブロック擁壁を設置し、住宅部分及び駐車場部分は高さに合わせてコンクリートブロック擁壁で仕切りをつけるため、隣接農地への雨水及び土砂の流出、堆積、崩壊等はありません。また、北側の隣接農地境界から最低１．４ｍ離して住宅を建設するため、隣接農地への日照、通風等の影響はありません。生活排水については公共下水道に接続します。上水道については、隣接する母屋から分岐して取得する計画です。 　農地区分の決定根拠についてご説明いたします。申請地は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が１０ｈａ未満であることから第２種農地、許可決定根拠は「代替地なし」に該当することから、転用はやむを得ないと考えます。以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。 　現地確認に行ってもらっているようですので、現地確認の報告を前田委員からお願いいたします。
前田委員	そうしますと、現地確認の報告をいたします。議案２７号の申請番号６番から報告します。 　９月１日、自分と山本智彦委員、美好地区担当の丸山委員、事務局の岩本補佐の４人で現地確認を行いました。 　申請地は[redacted]集落の東側にあり、東側は県道、南側は駐車場、西側は水路、北側は農地に隣接しています。現在は耕作されておらず、雑草が生い茂っていました。会社敷地内の駐車場には、整備用などの車両が多数駐車されており、現在の敷地では狭いように見受けられました。 　西側の水路に向けて全体勾配により雨水を排水することで、雨水の流れは問題ないと感じました。土地造成も北側農地との境界から１ｍ控えてされるということで、周辺農地への影響もないと思いますので、転用をやむを得ないと思います。 　続きまして、申請番号７番、同じく９月１日に、自分と山本智彦委員、八橋地区担当の北中委員、事務局の岩本補佐の４人で現地確認を行いました。 　場所は八橋地内、[redacted]の東側、国道９号線沿いにあります。西側は住宅地、北側は住宅と農地、東側は水路、南側は国道に接しています。申請地は何も耕作されておらず、雑草が生い茂っておりました。 　転用の場所を検討した結果、条件を満たす農地は申請地しかなかったということなので、転用はやむを得ないと思います。雑草対策として草刈りをするとのことですが、適切な時期に行っていただきたいと思います。

	それから、赤碕、一般住宅、申請番号８番、９月１日、同じく自分と山本智彦委員、赤碕地区担当の入江委員、事務局の岩本補佐の４人で現地確認を行いました。 場所は[redacted]と[redacted]の間の、周囲を宅地に囲まれた場所にあります。南側が宅地、北側と東側が農地、西側は町道に接しております。申請地は現在耕作されていませんでしたが、草刈り等の管理がされていました。 申請地は、隣接農地に影響のないようコンクリートブロック擁壁を設置し、雨水を東側の町道側溝に流すなど緩やかに水を流す措置を計画しておられます。こうしたことから、転用はやむを得ないと感じました。 以上、報告を終わります。
議長	ありがとうございました。 事務局の説明、現地確認の報告がございました。 皆さんのほうで何か質問等がありましたらお願いいたします。 （幅田委員より挙手あり）
幅田委員	申請番号７番ですが、この[redacted]番[redacted]、雑種地っていうのがあるのですけど、４番の写真見ると、写真上では一直線になっていますけれど、何か、地形上見ると一応へこみになるのですよね。
議長	９ページですね。
幅田委員	９ページで[redacted]番[redacted]、ここが、出っ張っているのですけれど、写真の４番見ると、真っすぐなので、この辺がどうなのかなと思ったですけど。この雑種地がどうなのかなと。
議長	事務局説明をお願いします。
事務局	この地番については公図上載ってますけれど、現地は雑草が生い茂って隠れてしまって確認できないですけれど、公図上は雑種地としてその地番がありますので、多分、雑草の下にそういう土地があると思われます。
議長	それは別の人になるのか。
事務局	そこは農地とは別の土地になりますので、今回の転用の申請地ではありません。
議長	所有者は別の人か。
事務局	所有者は県外の法人です。
議長	県外の法人、なら、別の人ですね。
事務局	はい、申請地とは別の場所です。
議長	それなら、草を刈ったら分かるということですね。
事務局	そうですね。
議長	幅田委員、よろしいですか。
幅田委員	はい。
議長	そのほかありますか。

	（眞山委員より挙手あり）
眞山委員	申請番号７番のその[redacted]番[redacted]という土地を写真で見る限り、直接ここだけで入れる道がないのかなと思います。 これ、多分裏から入るような感じですよね。９号線から直接入る。
議長	事務局説明をお願いします。
眞山委員	この転用で作ってもらって管理してますっていうときに、管理する相手が管理するときの出入口ってどうされるのかなと思った。
事務局	説明図の①って書いてある[redacted]のすぐ横に、９号線から入る進入路がありますので、そこから出入りされます。
議長	よろしいですか。大きな道があるそうです。
眞山委員	はい。
議長	そのほか。 （質問等なし） 質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。 （挙手全員） ありがとうございました。全員賛成ということで、原案のとおり許可相当の意見を付して県に進達することと決定いたします。 続きまして、議案第２８号　非農地証明申請について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	お手元の議案書は１４ページ、説明図は１５ページから１８ページをご覧ください。 議案第２８号、非農地証明申請について、農地法第２条第１項の規定による、農地でない旨の証明申請が下記のとおり提出されたので本委員会の許可を求めます。 申請番号６番、申請人は琴浦町内の個人です。農地の所在は大字赤碕[redacted]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積が２３０㎡、申請地は外に１筆あり、２筆の合計面積は４３４㎡で、判定地目は山林原野です。 申請事由の概要です。申請地は、昭和５８年に申請人の叔母が本件農地を相続し、平成１３年までは自家用野菜を作っていたが、耕作をしなくなり、施設入所後他界した。現況は原野状態となり、現在に至るというものです。 非農地証明の対象となる土地については、鳥取県が平成５年に判断基準を定めています。本件は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然壊廃した土地で、農地への復旧が困難な土地と考えます。 申請地は農用地区域外に位置していること、原野化してから２０年以上たっており、農地への復旧は不可能と認められることなどから、非農

	地として取り扱っても農地行政上、特に支障はないと判断しました。以上でございます。
議長	これも現地確認に行ってもらっているようですので、前田委員から報告をお願いいたします。
前田委員	そうしますと、現地確認の報告をいたします。 議案２８号の申請番号６番、９月１日に、私と山本智彦委員、赤碕地区担当の入江委員、事務局の岩本補佐の４名で現地を確認いたしました。 場所は[redacted]集落内の宅地に囲まれた農地で、[redacted]から南に約１４０ｍの場所にあります。北側と南側は農地、東側と西側は宅地に接しております。 現場は説明図の写真のとおり、周囲を宅地に囲まれた農地で、傾斜のある場所にあります。長年耕作されておらず、雑草も生い茂り、原野状態となっていることを確認しましたので、非農地と認めてもよいと思います。 以上、終わります。
議長	ありがとうございました。 事務局の説明なり、現地確認の報告がございました。 皆さんのほうで何か質問がありましたらお願いいたします。ありませんか。 （質問等なし） 質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。 （挙手全員） ありがとうございました。全員賛成ということですので、原案のとおり証明することと決定いたします。 続きまして、議案第２９号　農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、事務局の説明をお願いします。
事務局	お手元の議案書１９ページをご覧ください。議案第２９号　農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求めます。 初めに、賃貸借権設定の部からご説明します。 申請番号２５５番、農地の所在は大字杉下[redacted]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積は３，０１２㎡です。利用権の種類は賃貸借権です。貸付人は琴浦町内の個人、借受人は琴浦町内の農地所有適格法人で認定農業者です。公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構を通じての三者契約となります。借賃は１０ａ当たり[redacted]円、貸借の期間は令和８年１０月１日から令和１３年９月３０日までの５年間で、新規契約、飼料を耕作されます。

	申請番号２５６番から２３ページの２６３番までの８件については、ご覧のとおりです。 続きまして、使用貸借権設定の部です。議案書２４ページをご覧ください。 申請番号２６４番、農地の所在は大字竹内[redacted]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積は１，８８４㎡です。利用権の種類は使用貸借権です。貸付人は琴浦町外の個人、借受人は琴浦町内の個人です。公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構を通じての三者契約となります。借賃は無償、貸借の期間は令和８年１０月１日から令和１３年９月３０日までの５年間で、再契約、水稲を耕作されます。 申請番号２６５番から３０ページの２７５番までの１１件については、ご覧のとおりです。 なお、２２ページの申請番号２６１番から２６２番、２６ページの申請番号２６８番から２８ページの２７１番までの６件については、県の補助事業、農地中間管理機構関連農地整備事業の対象となった農地です。県営土地改良事業が完了し、換地処分に係る新たな地番が付与されたことに伴い、担い手に貸し付ける契約になります。 続きまして、所有者と担い手機構の二者契約を行う案件について説明します。議案書３１ページをご覧ください。 申請番号２７６番から２７８番までの３件は、貸付人が琴浦町内の個人、借受人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。これは県の補助事業、機構活用遊休農地再生活用事業の対象となった農地です。この事業は、担い手育成機構が担い手への農地集積を目的に中間管理権を設定した荒廃農地等を再生するというものです。１地区当たり２，０００，０００円を上限に、雑木や果樹棚など障害物の撤去、瓦礫や石などの廃棄物の処理、深耕及び整地、土壌改良に要する経費について補助が受けられます。また、再生後の農地は認定農業者などの担い手に５年以上貸し付けて耕作が行われることが条件です。今回は補助対象事業の農地を地主が機構に５年６カ月預けるという内容です。備考欄には農地再生後の借受け予定者を記載していますので、参考にしてください。担い手が農地を借り受ける手続は、再生事業の工事完了後に行うこととなっています。 続きまして、所有権移転の部です。議案書３２ページをご覧ください。 初めに、所有者・機構間契約の部です。 申請番号１１番、所有地の所在は大字下大江[redacted]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積は１，５４４㎡、申請地は外に４筆あり、５筆の合計面積は８，４７６㎡です。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構です。 利用目的は野菜、ＷＣＳ、飼料です。売買価格は[redacted]円、１０ａ当たりでは[redacted]円、[redacted]円、[redacted]円と

	なります。所有権の移転時期は令和８年９月３０日で、土地の引渡し時期は令和８年１０月１日です。 　続きまして、機構・受け手間契約の部です。議案書３３ページをご覧ください。 　申請番号８番、土地の所在は大字下大江[redacted]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積は１，５４４㎡、申請地は外に４筆あり、５筆の合計面積は８，４７６㎡です。譲渡人は公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構で、譲受人は琴浦町内の個人で認定農業者です。 　利用目的は野菜、ＷＣＳ、飼料です。売買価格は[redacted]円、１０ａ当たりでは[redacted]円、[redacted]円、[redacted]円となります。所有権の移転時期、土地の引渡し時期はともに令和８年１０月２３日です。 　以上の農用地利用集積等促進計画案を琴浦町から農地中間管理機構に提出するに当たり、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、本委員会に意見を求めるものです。以上でございます。
議長	ありがとうございました。 　事務局の説明が終わりました。 　皆さんのほうで何かご意見がありましたらお願いいたします。 （足立委員より挙手あり）
足立委員	教えてもらいたいことがあります、２点。３１ページの３件の議案ですが、開始期が令和８年１０月１日としてあるけれど、１０月１日から再生事業のその工事にかかるという意味で思ったらいいのでしょうかということと、その再生される工事事業者は分かりますか、教えてもらえますか。以上です。
議長	事務局、分かりますか。
事務局	１０月１日から半年間、３月末までの半年間で工事を行って、４月１日から、担い手に５年間貸し付けるという計画です。 　町の発注ではなくて担い手育成機構が工事を発注されますので、結果についてはお知らせが来るとは思いますけど、現段階でどこが工事をするということは分かりません。
足立委員	実は、２７８番、私、関わらせていただいていまして、この地権者の方が、事業者が分かったら教えてほしいということがあった。本人さんにでいいのですけど、また教えていただくことはできますか。
議長	事務局、また連絡させます。多分、予算がそんなにないので、安い方が工事を受けられます。それで、大体琴浦の中で安くてきれいにしてもらえるのは、[redacted]さんかなと思います。 　そのほかは、[redacted]さんも結構、そういった再生事業をやっていますけれど、[redacted]さんが多いですね。

足立委員	分かりました。ありがとうございます。
議長	そのほかありますか。 （質問等なし） 質問等が無いようですので、特に異議はなしということといたします。 そうしますと、その他に移ります。 まず最初に、農家相談の報告をお願いしたいと思います。 ９月１日火曜日、前田委員と山本智彦委員に対応していただいたようです。相談が３件あったようです。報告を前田委員からお願いいたします。
前田委員	（農家相談３件報告）
議長	ありがとうございました。 その他のその他に入ります。事務局のほうからお願いします。
事務局	２点ございます。１点目につきましては、令和９年度の琴浦町農業施策に関する意見書に係る意見でありますとか提案についてでございます。こちらにつきましては、近年毎年、町長だったり議会のほうへ農業委員会の意見書を提出させていただいております。１２月頃に町長等に意見書を提出するに当たって、委員の皆様からこういった意見でありますとか提案について募集をかけさせていただきたいというふうに考えます。期限といたしましては、大体９月末ぐらいを目途に意見のほう、こういったことを提案したいだとか、そういったことを事務局まで教えていただきますようにお願いします。こちらにつきましては、農政委員会開催させていただきまして、内容について整理した上で、農業委員会総会のほうで委員の皆様に審議いただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。 ２点目でございます。こちらにつきましては、農地に係る時効取得についてでございます。お手元に通知書という文書１枚、表裏印刷したものを添付しております。こちらにつきましては、令和８年８月に、法務局のほうから記載の土地について時効により所有権を移転したという通知がございました。対象の農地の地目といたしましては畑でございますので、農業委員会のほうに通知が来たというものでございます。 位置といたしましては、裏面を見ていただきたいんですが、東伯地区の[redacted]の集落内にあるものでございまして、下のほうにちょっと拡大しております。赤が道路、それから青が水路で、対象の農地といたしましては、赤枠で囲ってある地番、[redacted]番地でございます。 この通知を法務局から農業委員会が受け取ったときは、農業委員会がその内容等を確認して、本当に時効取得に該当しているか、そういったものを調査する必要がございます。今後、この通知を基に、所有者でありますとか権利者でありますとか登記義務者の方とか、周辺の方にお話を伺いながら、農業委員会としてどういう判断をするかというのをまた

議長	審議いただきたいと思いますので、ご承知いただきたいこと。 　それから、古布庄地区の委員の方におかれましては、事務局と一緒にヒアリング等に一緒に行っていただいて、当事者から話を聞くというようなことにご協力いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。 　本当の宅地の一部分、ちょっとつけてませんが、以前は宅地だったものが、地籍調査、平成二十何年だと思いますけど、そのときに合筆して、この[redacted]番地だけは２２㎡を残して分筆しとると。普通なら一遍に全部合筆して、同じ所有者さんなので、一つの地番にしちゃうのが、２２㎡だけを残して地番を振ってある。で、その部分について、このたび時効取得の通知があったと。ですので、その当時、どういったいきさつがあったかとか、どういうふうに管理、本当に現地を確認しますと、草刈りがしてあって、きれいにしてあるっていう状況の土地です。ですから、２２㎡ですので、本当に幅が１．５とか２ｍで、長さが１０ｍぐらいの、非常に家庭菜園的にもちょっとこまいかなと思うような土地でございます。その辺りも含めて、どういった経過があったのかっていうのを確認して、また皆様のほうに共有させていただきたいというふうには思いますので、よろしくお願いします。 （総務産業常任委員会との意見交換会について報告） 　それと、皆さんご存じだと思いますけど、先ほど登記をしてない方の相談もあったわけですけれど、この相続登記、農地にかかわらずですけど、猶予期間が、たしか来年の３月いっぱいだと思います。それ以降は、相続されたら３年以内には相続登記をされないと罰金が生まれる可能性もありますので、いろいろな集落の中の話合いの中でも、そういった相続、きちんとしていただくように話をしてもらったらと思っていますので、よろしくお願いします。相続してないと貸すことも（同意書があれば可能）売ることもできませんので、その辺、気をつけてもらって、皆さんのほうでよろしくお願いいたします。 　全体を通して、推進委員さんのほうで何か質問等ありましたらお願いいたします。ありませんか。 　そうしますと、以上をもちまして、令和８年度の第７回の琴浦町農業委員会総会を終了させていただきます。